

●香川県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年7月14日から同年8月4日まで一般の縦覧に供する。

平成29年7月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	三豊市高瀬町下勝間1319番1 地先から 三豊市高瀬町下勝間1380番3 地先まで	8.5~22.7	76	道路改修事業による現道 拡幅
後	三豊市高瀬町下勝間1319番1 地先から 三豊市高瀬町下勝間1379番3 地先まで	8.5~22.7	77	

- 4 供用開始の期日 平成29年7月14日